

こしがや環境サポーター登録制度実施要領

(平成27年2月17日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市環境管理計画が目指す豊かな環境の継承と持続可能な社会の形成を推進するため、地域における環境に優しい取組み(エコ活動)の普及・啓発を図る「こしがや環境サポーター(以下「環境サポーター」という。)登録制度(以下、「本制度」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(登録制度)

第2条 市長は、市民や団体、教育機関等(以下「市民等」という。)が求める地域における環境配慮活動、環境学習活動、環境調査活動等に対し、技術的支援、学習支援その他の支援・協力等を行うため、環境サポーターとしてその役割を担う個人・学生・法人等(以下「主体」という)を募集し、登録するものとする。

(登録の申請)

第3条 地域の環境配慮活動や環境学習支援等に意欲的に取り組み、かつ、市と協働することを希望し、次の各号のいずれかに該当する主体は、環境サポーターとしての登録を市長に申請することができる。

- (1) 市内に在住、在勤又は市内で環境配慮活動等に取り組んでいる満18歳以上の個人
- (2) 市内に在住、在学又は市内で環境配慮活動等に取り組んでいる高校生以上の学生
- (3) 市内に住所を有する法人等

(登録区分)

第4条 環境サポーターの登録区分は次のとおりとする。

- (1) 市民サポーター(前条第1号)
- (2) 学生サポーター(前条第2号)
- (3) 企業サポーター(前条第3号)

(登録手続等)

第5条 サポーターへの登録を希望する主体は、こしがや環境サポーター登録兼更新申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、環境サポーターとして適当と認めた主体をこしがや環境サポーター登録者名簿(以下「登録者名簿」という。)に登録するとともに、こしがや環境サポーター登録証(第2号様式)(以下「登録証」という。)を交付する。

3 市長は、登録者名簿に登録された者(以下「登録者」という。)に関する情報について、登録者が承諾した範囲で、市民、関係機関等に情報を提供するものとする。

(登録期間)

第6条 環境サポーターの登録期間は、登録した日から3年を越えない年度末までとする。

(登録の更新)

第7条 環境サポーターの登録は更新することができる。

2 登録者が更新を受けようとする場合は、登録期間内に、第11条に規定する研修会等を受講しなければならない。ただし、やむを得ず当該研修会等を受講できなかった登録者については、特に市長が認める活動等をもって更新条件を満たすことができるものとする。

(登録の取り消し)

第8条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から登録取り消しの届出があったとき
- (2) 本制度が目的とする活動を停止したとき
- (3) その他本制度の信用を著しく損なったと認めるとき

2 市長は、前項第2号又は第3号の規定により登録を取り消したときは、当該登録者に対してその旨を通知するものとする。

3 登録を取り消された者は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

4 活動を続けることができなくなった者（登録者が申し出ることができない場合は代理人）は、こしがや環境サポーター登録証返納届（第3号様式）を本市に提出するとともに、登録証を返納しなければならない。

(活動内容)

第9条 環境サポーターは、市民等の求めに応じ、次に掲げる活動のうち1項目以上について、技術的支援や協力、情報提供等を行うものとする。

- (1) 地球温暖化防止に向けた節電、省エネルギーなどのエコライフ活動
- (2) 太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用・創出に関する活動
- (3) ゴミの発生抑制や3Rの促進などの資源循環に関する活動
- (4) 市内の自然や生き物の観察、生息状況等に関する調査・情報提供活動
- (5) 身近な緑の創出や生き物の生息空間の保全等に関する活動
- (6) 田園・河川等の越谷らしい景観・環境の保全、維持管理等に関する活動
- (7) その他環境保全に資する活動

(活動報告等)

第10条 市長は、登録者の活動状況を把握するため、必要に応じて登録者に対して、環境サポーターの活動報告を求めることができる。

2 市長は、第4条第2号に規定する者の活動状況(実績)に関し、「こしがや環境サポーター活動証明(修了)証」を発行することができる。

(研修会等の実施)

第11条 市長は、登録者に対し、環境意識の向上や知識習得に資する研修会を実施するほか、必要に応じて学習支援、環境情報等の提供を行うものとする。

(その他)

第12条 この要領で定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。